

# 「鳥取県石綿健康被害防止条例」および 「鳥取県石綿健康被害防止条例施行規則」の一部を改正しました。

鳥取県では、石綿の飛散等に伴う県民への健康被害の防止という観点から、国の法体系を補う本県独自の制度として、「鳥取県石綿健康被害防止条例」を制定し平成17年11月より施行されています。今般、大気汚染防止法が改正され、吹付け石綿等が使用されている建築物の解体等に伴う建設工事の実施届出義務者が変更されたこと等に伴い、県条例及び規則の一部を改正しました。  
(施行日：平成26年6月1日)



## 改正の概要

### 1 報告・届出義務者的一部変更

(1) 事前調査結果の報告者が、工事施工者から工事発注者に変更されました。(条例第6条の4関係)

※平成8年までに建築された耐火建築物の解体工事については、石綿の使用の有無に関わらず、作業開始の14日前までに調査結果の報告が必要です。

(2) 石綿粉じん排出等作業実施の届出者が、工事施工者から発注者に変更されました。(条例第7条関係)

※石綿含有材料等が使用されている建築物等に係る一定規模以上の解体、改修、補修工事については、作業開始の14日前までに届出が必要です。

### 2 解体等工事の事前調査結果の説明と掲示の義務づけ

(1) 工事施工者は、工事発注者に対し事前調査の結果について、書面を交付して説明しなければならないこととされました。(条例第6条の3第1項、規則第6条の3関係)  
また、調査を行った者は、発注者が行う1(1)、(2)の報告・届出に協力することとされました。

事前調査結果の説明の時期	<ul style="list-style-type: none"><li>事前調査の終了後速やかに実施</li><li>解体等工事が報告対象工事または届出対象工事に該当する場合は、説明の日と解体等工事の開始の日の間に14日以上の期間を置くこと。</li></ul>
説明書面に記載する事項	<p><b>【すべての解体、改造、補修工事】</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>調査を終了した年月日、調査の方法、調査の結果</li><li><b>【報告対象工事（平成8年までに建築された耐火建築物の解体工事）に該当する場合】</b></li><ul style="list-style-type: none"><li>報告対象工事の建築物等の概要（名称、所在地、建築年、構造、延べ面積及び階数、用途、増改築等の有無及びその方法など）</li><li>報告対象工事の実施の期間</li><li>吹付け石綿に係る調査の方法及び結果（調査年月日、調査責任者の氏名及び連絡先、調査方法、調査結果など）</li><li>報告対象工事を施工する者の現場責任者の氏名及び連絡先</li><li>下請負人が作業を実施する場合は、当該下請負人の現場責任者の氏名及び連絡先</li><li>説明年月日</li></ul><li><b>【届出対象工事（石綿含有材料等が使用されている建築物等に係る一定規模以上の解体、改修、補修工事）に該当する場合】</b></li><ul style="list-style-type: none"><li>石綿粉じん排出等作業の種類</li><li>石綿粉じん排出等作業の実施の期間</li><li>石綿粉じん排出等作業の対象となる建築物等の部分における石綿含有材料の種類並びにその使用箇所及び使用数量</li><li>石綿粉じん排出等作業の方法（石綿粉じん排出等作業の箇所、使用する資材及びその種類、石綿粉じんの排出又は飛散の抑制方法、石綿粉じんの調査計画）</li><li>作業対象建築物等の構造</li><li>届出対象工事を施工する者の現場責任者の氏名及び連絡先</li><li>下請負人が作業を実施する場合は、当該下請負人の現場責任者の氏名及び連絡先</li><li>説明年月日</li></ul></ul>

(2) 事前調査の結果は、解体等工事の場所において、公衆に見やすいように掲示することとされました。  
(条例第6条の3第2項、規則第6条の4関係)

掲示の時期	<ul style="list-style-type: none"><li>解体等工事開始の日から終了まで。</li><li>石綿粉じん排出等作業を伴う建設工事（特定工事）の場合は、条例第7条の3第1項に規定による掲示を開始する日まで。</li></ul>
掲示する事項	<ul style="list-style-type: none"><li>調査結果</li><li>調査を行った者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名</li><li>調査を終了した年月日</li><li>調査の方法</li><li>石綿粉じん排出等作業を伴う建設工事（特定工事）に該当する場合は、石綿含有材料等の種類</li></ul>

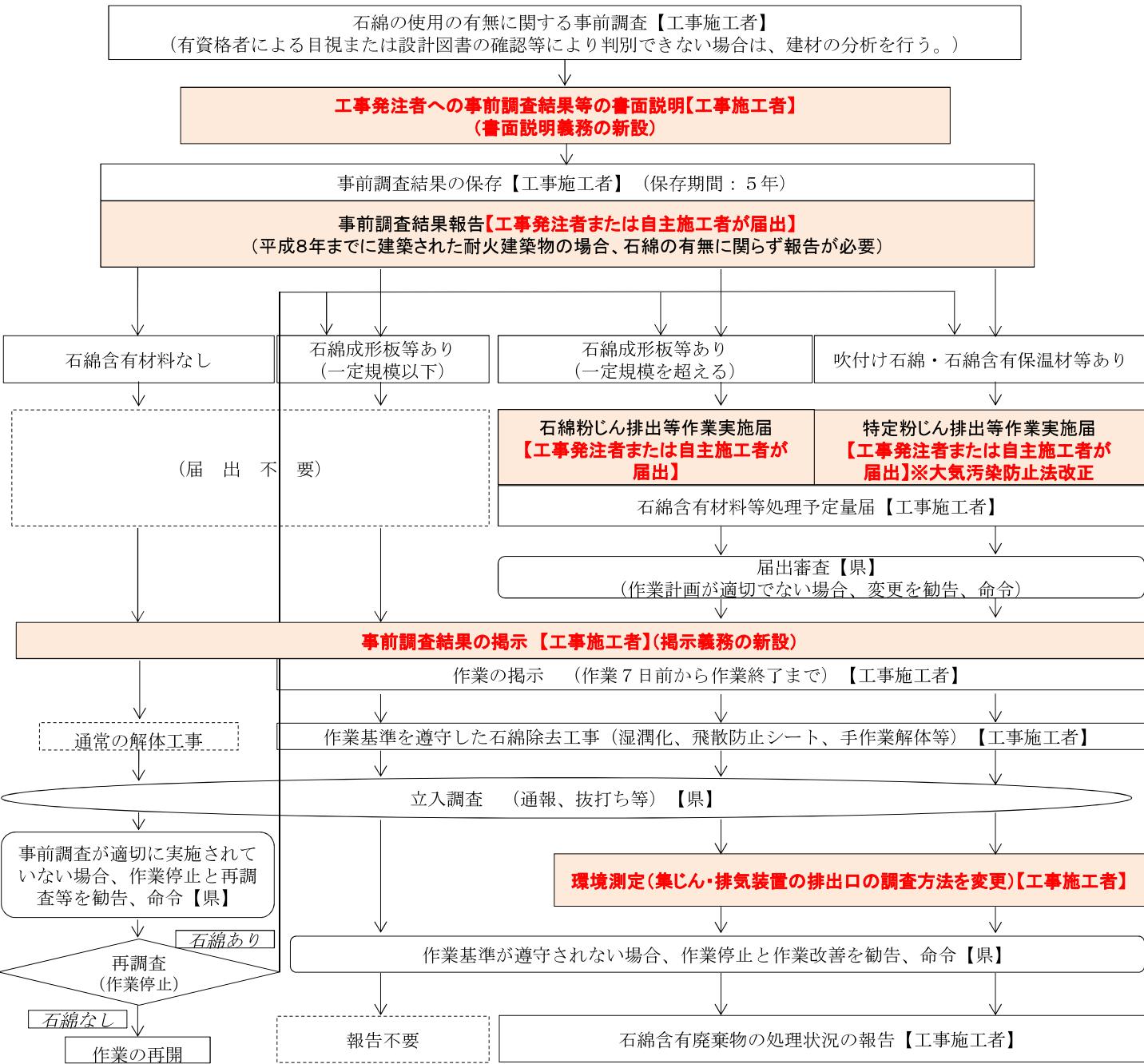
### 3 事業者が行う調査の変更

事業者が行う大気中の石綿の飛散の状況の調査のうち、特定粉じん排出等作業（吹付け石綿、石綿含有保溫材、断熱材、耐火被覆材の除去）における集じん・排気装置の排気口で行う調査の方法が変更されました。  
(規則第4条関係)

		改正前	改正後
調査方法	集じん・排気装置の排気口	作業中に1回以上、大気中の石綿の濃度を測定	作業開始後、速やかに粉じん濃度を測定（※）

（※）大気汚染防止法により、粉じんを迅速に測定できる機械を用いることにより濃度測定を行い、濃度の上昇が認められる場合には作業を中止し、集じん・排気装置の補修その他必要な措置を講じる必要があります。

#### 改正後の規制フロー図



#### 【問合せ・届出先】

鳥取県東部生活環境事務所

環境・循環推進課 電話：0857-20-3671 FAX：0857-20-2103

鳥取県中部総合事務所生活環境局

環境・循環推進課 電話：0858-23-3150 FAX：0858-23-3266

鳥取県西部総合事務所生活環境局

環境・循環推進課 電話：0859-31-9350 FAX：0859-31-9333

鳥取県生活環境部水・大気環境課

電話：0857-26-7206 FAX：0857-26-8194